

9月12日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案第39号、議案第40号、第41号及び議案第42号の4議案について、9月16日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第39号湖南省コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について、資料は過去2年間の管理運営費の平均とありますが、令和元年度と2年度は新型コロナウイルス感染症の影響があり、施設の運営に特別な2年間でした。コロナ感染が施設の管理運営費にどのような影響を与えたかとの質疑に対して、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症が蔓延する前で、ほぼ通常の使用の状態でした。令和2年度は、全国的に緊急事態宣言も発令され、利用頻度の減少から使用料の総額は減少しました。使用料が減った状態ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を加味しない直近の2年間での数値加算ですとの答弁でした。他市との比較データでは、かなり過去のB市の平成22年度のデータです。現在のB市の利用金額は、との質疑に対して、平成22年以降、現在まで更新はないとの答弁でした。原価計算の居室面積には、共用部の廊下・トイレ等の面積は加算しているのかとの質疑に対して、共有部分は加算していないとの答弁でした。減免制度と利用料金改正上限1.5倍についての質疑に対して、今後、減免という制度自体を無くす目標値として、これからも最大1.5倍については、値上げの上限として継続して設定していきたい。1.5倍というものは近隣市含め、全国的に判断基準の一つとしている数字ですが、法的な根拠はありません。市民の皆さんや利用者の皆さんに、急激な負担を強いるのは厳しく、激変緩和措置を考えております、との答弁でした。公共施設利用料金の見直しの期間の計画についての質疑に対して、現在の指針は、原則5年で、利用料金の見直しは、5年スパンで考えています。指針では原則5年での見直しですが、燃料高騰等状況の変化もあり、定期的な更新期間を基本としますが、短いスパンでの見直しにも取り組んでいきたい。また、現状の利用率からの推計では、目標に到達するまでには、実質令和75年度までかかるとの答弁でした。来年度から導入の公共施設予約システムについての質疑に対して、高齢者の方には非常に不慣れな部分であり、予約できないことも想定をされます。現在の電話での窓口申し込み時に、システム上の空き状況の確認を職員が行い、施設の予約を取る方法は従来通り運用していきたい、との答弁でした。各々の施設の原価充足率が書いてあります。指針にも示してある公益性や必用性、選択性、地域性等から、50%を目指すのか、100%を目指す施設なのか、また、目標値に対して、達成率がまちまちな点についての質疑に対して、指針に書いてありますが、例えば、コミュニティセンター等の公共目的の必要性がある施設に関しては50%とし、100%負担というところの施設は、文化施設やスポーツレクリエーション施設、また、民間でも、サービスを提供できるであろうとするカテゴリーを有する施設は、100%としています。50%につきましては、民間ではなかなか厳しい地域のまちづくりセンターであるとか、そういう類いについては50%と、計算しています。施設により、充足率は若干数字が変わります。この点の数値に対して、現状は1.5倍を超えない程度で原価計算を行い、かつ達成率50%100%とも比較・検討しています。1.5倍を超えないよう、ある一定数値まで上げる形で取り組み、中には、値下げをしている施設もありますとの答弁でした。値下げの施設もあるという話もありますが、基本的には利用料金の値上げです。市民、特に施設利用者からの反響が大きいと推測します。施設利用者へは、該当施設の玄関扉に張り出すとか施設予約窓口とか、予約時や利用時に、いついつからいくら上がりますというチラシみた

いなものを手渡す等、利用者への周知の方法について、との質疑に対して、周知につきましては、議会承認後、速やかに各施設において、徹底していきます。利用料金が変わる情報伝達手段に、広報誌だけではなく、SNSや、ホームページを始め、あらゆる手段を駆使して、利用者にはいち早く、伝わるように取り組んでいきたいとの答弁でした。平成24年当初この指針が出され、3年後の平成27年度に見直しを実施した。今回は令和5年度の見直しで、今後見直し期間は5年、また、期間内での見直しもあるとの説明についての質疑に対して、前回の更新時に原則3年を5年に見直した経緯があり、今回初めて5年の更新です。5年に1度とする公共施設の指定管理の更新期間を考慮した形になりますとの答弁でした。改定後の維持管理経費の削減目標に数値がない、また、税負担の部分にも具体的な目標数値がない事についての質疑に対して、税負担分の値には、確かに根拠がありません。何%減らすという部分を、行政として、目標を立ててその数値については、示していきたいとの答弁でした。減免について、スタート時の平成24年にはその減免の表があり、平成27年度改定時にも、一部減免の表記がありました。今回、減免に関する資料が何も無いが、75%を50%に改定することで、減免すべて表しているのか。平成24年に初めて公共施設の使用料の議案が上程された際、減免の資料の一部が不明瞭のため継続審査になりました。付随する資料は、議案ではないが、その議案を判断する上で非常に重要な項目です。資料をきちっと示さないと、その議案の審議ができなくなるおそれが出てきます。このことについての質疑に対して、使用料の改定による受益者負担の割合は、提出していますが、収入額に対する減免額、減免の改定による収入増額等、収入見込み額を表にしたものと、減免基準を追加資料として提出しますとの答弁でした。平成24年度以降議会に示した減免の内容が遵守されていなかったことについての質疑に対して、減免基準についての適用は、各施設で50%、75%、90%、100%の区分毎に、減免の統一はしていましたが、今回の改定では、設置目的が同じ施設の中でどの施設を使用しても目的が同じで、同じ対象の人であれば、同一の減免基準が適用される形としたとの答弁でした。施設によっては違った減免が適用されている現実が今あるという答弁であったかと理解しますが、この点についての質疑に対して、あくまでも減免の基準については、基準は基準として守っていますとの答弁でした。標準的基準の見直しはこの項目以外ではなく、指針で示した、①は公益的な活動等に使用する場合②減免上限75%を50%にする③減免90%を100%にする、この3点を変えるだけで、あとは平成30年4月1日適用のこの標準的基準のままということなのかとの質疑に対して、指針で書いている部分の改正に合わせて、もう一度、今回施設予約システムの導入とシステムの構築した部分については検討する予定です。団体名もしくは減免の基準等については指針に示した通りです。減免の率での改正の部分以外は、変更はありませんとの答弁でした。湖南省コミュニティセンター条例の「飲食を伴う使用については」が「飲食を主たる目的とする使用」に変わったことについての質疑に対し、現行のコミュニティセンター条例の飲食をする場合という規定では、会議等の利用の中で、水やお茶を飲むことやちょっと茶菓子を食べることは、飲食に当たりません。今回、食を主たる目的とする場合や飲食を目的として使われる場合を、より分かりやすく明確にするために改定するものとの答弁でした。条例の中の、湖南省雨山キャンプ場の使用時間が変わった点についての質疑に対して、多くの利用は、スポーツ少年団等が夏にプールとセットでの利用が大半を占め、平成28年度頃までは毎年約1千人を超える利用がありました。しかしながらプールの廃止やコロナ禍の影響から平成29年度から令和元年度まで年間平均約400人の方に利用いただいています。今後は、デイキャンプを主

体とした目的のキャンプ場に変更するため、時間の変更をしたと答弁でした。

議案第40号 湖南省議会議員及び湖南省長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これは公選法の施行令の改正に伴う改正だが、施行令が改正されれば、地方自治体である市の条例も改正が必要なのかとの質疑に対して、国の法律が改正されたことにより、それに準じて市の条例を改正するという形から、今回の提案です。必ずしも改正しなければならないものではないということの確認をしましたとの答弁がありました。

議案第41号 湖南省職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんでした。

議案第42号 湖南省税条例等の一部を改正する条例の制定について、固定資産税の証明と、課税台帳に、DV等の被害の方の住所を記載しないというのを、ここで定められたということだが、今までの対応についての質疑に対して、今までは登記所で書かれた住所そのまま記載をしておりましたとの答弁でした。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対する討論は無く、採決を行いました。

その結果、議案第39号、議案第40号、議案第41号及び議案第42号、以上4議案については、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。